

呉市建設コンサルタント等業務一般競争入札（事後審査方式）事務処理要綱

1 趣旨

この要綱は、呉市が実施する、入札後に入札に参加する者に必要な資格を審査する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係建設コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）の一般競争入札（事後審査方式）（以下「一般競争入札」という。）の事務に関し、必要な事項について定めるものとする。

2 対象業務

一般競争入札の対象となる建設コンサルタント等業務（以下「対象業務」という。）は、入札に付する建設コンサルタント等業務のうち設計金額1,000万円以上の業務とする。ただし、事前に資格審査を要する案件又は市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 入札に参加する者に必要な資格

対象業務の入札に参加しようとする者に必要な資格の要件（以下「資格要件」という。）として、次の事項を定めるものとする。ただし、特に理由があると認めるときは、次の事項を定めないこととすることができる。

ア 対象業務の業種について、公告日において呉市工事請負業者選定に関する規程（昭和39年呉市訓令第8号。以下「規程」という。）に基づく資格の認定を受けていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。

ウ 対象業務の内容に応じ、別に定める業務実績を有すること。ただし、業務の内容によっては、入札に参加する者に必要な資格として業務実績を定めないことができる。

エ 対象業務に必要な技術者の資格を有する者を配置できること。ただし、業務の内容によっては、入札に参加する者に必要な資格として技術者の資格を定めないことができる。

オ 対象業務の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。

カ 法人及びその代表者（委任関係のあるときはその受任者）に市町村税の滞納がないこと。

キ その他必要と認める事項

4 資格要件の決定等

- (1) 契約課長は、対象業務を主管する課の長と協議の上、呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号）（以下「契約規則」という。）第4条に規定する公告案を作成し、呉市入札参加業者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。
- (2) 当該業務の入札参加資格要件は、委員会の議を経て決定する。

5 公告

市長は、第3項に定める入札に参加する者に必要な資格のほか、対象業務の概要、入札の手続き及び技術資料の記載方法等について定め、契約規則第4条の規定に基づき公告するものとする。

6 電子入札システムの使用

一般競争入札は、原則として、呉市電子入札実施要領（平成23年4月1日実施。以下「要領」という。）に定めるところにより電子入札システムを使用して行うものとする。

7 業務費内訳書の提出

- (1) 当該業務の入札参加者は、当該業務に係る業務費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 入札の際に業務費内訳書の提出がない者は、入札に参加することができない。
- (3) 業務費内訳書については、所定の様式を用い、指定項目の金額を記入すること。
- (4) 提出された業務費内訳書が次のアからキまでのいずれかに該当する場合には、当該業務費内訳書を提出した入札参加者は資格要件を満たしていないものとみなし、その入札は無効とする。

ア 記名押印がない場合（電子入札システムを使用して提出された業務費内訳書の押印を除く。）

イ 業務名に誤り等があり、意思不明瞭な場合

ウ 業務費内訳書の指定の項目に記載がない場合

エ 呉市契約課ホームページに掲載された所定の業務費内訳書を使用していない場合（同等の項目が漏れなく記載されていれば同一とみなす。）

オ 対象業務の設計図書に表記された設計図書整理番号を記載していない場合

カ 入札価格と入札時に提出された業務費内訳書に記載している業務費総額が相違している場合

キ 電子入札システムを使用して業務費内訳書を提出する場合において、ファイルの破損によりその内容が確認し難い場合

- (5) 業務費内訳書及び関係書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された業務費内訳書は、必要に応じ、公正取引委員会及び警察に提出する。
- (7) 提出された業務費内訳書については返却しないものとする。

8 入札手続等

- (1) 入札に参加しようとする者は、対象業務の公告に定める期限までに、業務費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 入札に参加した者は、その提出した業務費内訳書を書換え、引換え、又は撤回することができない。

9 開札手続

- (1) 契約課長は、入札後、要領に基づき、電子入札システムを使用して業務費内訳書を一括開札するものとする。ただし、障害等により電子入札システムを使用した入開札手続ができないときは、要領に基づき適切な処置をとるものとする。
- (2) 契約課長は、最低制限価格以上かつ予定価格以下の価格で入札を行った者のうちの最低価格入札者を落札候補者として選定した後、落札決定を保留し、当該開札手続を終了するものとする。その際、落札候補者の名称及び入札金額を読み上げた後、資格要件の確認後に落札者を決定し、落札者を決定したときは、通知又は連絡する旨を宣言するものとする。なお、その他の入札者の入札金額を読み上げることはしないものとする。
- (3) 前号の場合において、最低価格入札者が二者以上あるときは、要領に基づき電子くじを実施し、落札候補者を選定するものとする。

10 資格要件確認書類の提出

- (1) 市長は、前項の開札手続の終了後、落札候補者に対し、公告に定める入札参加資格要件に応じて、次に掲げる資格要件確認書類を指定する期限までに提出するよう、電子入札システムの資格要件確認書類提出依頼書により求めるものとする。
 - ア 資格要件確認書類提出書（様式第1号）
 - イ 配置技術者の氏名・資格等届出書（様式第2号）
 - ウ その他別に指定する書類
- (2) 前号の規定により市長から資格要件確認書類の提出を求められた者が次のアからエのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。
 - ア 市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
 - イ 資格要件の確認のために市職員が行った指示に従わない場合
 - ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合
 - エ 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない

場合

(3) 資格要件確認書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

1 1 入札参加資格の審査及び落札決定

- (1) 入札参加資格の審査（以下「審査」という。）は、開札執行時間の順序により行うものとする。
- (2) 審査は、資格要件確認書類により行うものとする。
- (3) 委員会は、第一落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類により審査を行い、審査の結果、入札参加資格を有していると認めたときは、その者が入札参加資格を有している旨を決定する。
- (4) 前号の決定があった場合において、市長は、電子入札システムの落札決定通知書により、落札決定した旨を通知するものとする。
- (5) 第3号の場合において、入札参加資格を有していないと認めたときは、その者が入札参加資格を有していない旨を決定し、次順位者を落札候補者とし、資格要件確認書類を資格要件確認書類提出依頼書により求め、審査を行い、落札者が決定するまで審査を行うものとする。

1 2 当該業務の資格要件を満たさない者の取扱い

- (1) 資格要件を満たしていない旨の決定がなされた場合には、入札の失格・無効を決定した上で、市長は、その旨及びその理由を入札参加資格不適合通知書（様式第4号）により当該入札参加者に通知するものとする。
- (2) 前号の規定により、入札を失格・無効とされた者は、資格要件を満たしていると認められないと判断した理由の説明を求めること（以下「不適合理由説明請求」という。）ができる。
- (3) 不適合理由説明請求を行おうとする者は、第1号の規定による通知を行った日から起算して3日以内に、不適合理由説明請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- (4) 契約課長は、不適合理由説明請求書の提出を受けたときは、速やかに、不適合理由説明書（様式第6号）により回答するものとする。

1 3 失格・無効入札

市長は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加者の入札を失格・無効とする。この場合において、指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

- (1) 第10項の規定により市長から資格要件確認書類の提出を求められた者が市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合

- (2) 資格要件の確認のために契約課長が行った指示に従わない場合
- (3) 審査において第3項に掲げる入札に参加する者に必要な資格を満たさなくなった場合
- (4) 第10項の規定により提出のあった書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになった場合
- (5) その他対象業務に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合

1.4 配置技術者の氏名・資格等届出書に記載する者の取扱い

- (1) 配置技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。
- (2) 配置技術者を配置することができずにもかかわらず入札した場合には、指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (3) 契約締結までの期間においては、公告に定める入札参加資格要件を満たす場合に限り、配置技術者の変更・差換え等を認める。

1.5 入札結果等の公表

入札結果等の公表については、契約課における閲覧及び呉市契約課ホームページへの掲載により行う。

1.6 設計図書等の閲覧又は貸与

- (1) 対象業務の設計図書等は、公告に定める期間、呉市契約課ホームページにおいて閲覧に供する。
- (2) 前号にかかわらず、公告において設計図書等のCD-Rを貸与する旨記載のある対象業務については、呉市契約課において貸与する。

1.7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。